

航空安全行政における 時代の変革に適応するための取組み

国土交通省 航空局
令和4年3月

1. これまで

※当時の社会情勢を踏まえ10年程度を目途にした航空安全技術行政の基本姿勢や今後の基本方向等を取りまとめ

航空技術安全行政の使命

航空安全と利用者利便の確保・両立

- 安全規制の整備
- 安全性の審査・証明
- 運航者等への指導監督

これまでの取組み方

H20以前

- ・国内大手航空会社
- ・輸入機中心のため欧米の規制・審査方法を踏襲

これまでの取組み

- ・格安航空会社や外国機の対策強化
- ・MRJの本格開発を控え国産機の設計審査体制の確立

2. 航空安全行政を取り巻く環境の大幅な変化

環境の変化

- **次世代モビリティ**(空飛ぶクルマやドローンなど)の出現
 - ・ユーザーの広がり・増加、利活用方法の多様化
 - ・国産の機体開発を進め世界と競う企業が多数出現
- **三菱スペースジェット**の開発体制の**大幅縮小**
737MAXの墜落
- インバウンド拡大に伴う**航空需要の大幅増加**
- **環境問題への意識の高まり**
- 働き方改革、価値観の多様化・離職者増加 等

行政に求められる姿勢

- **社会ニーズを的確に捉えた制度設計・外国に先じた制度整備**、航空機産業の育成
- 国産機だけでなく、**外国機に対しての厳格な技術評価**
- 一層の安全・安心への期待の高まりに寄与
- 航空機の運航面でのCO2削減
- **組織の価値・魅力向上**

時代の
変革に
適応
させる
取組
が必要

航空安全行政の目指すべき姿 (航空安全行政ビジョン (R3.4.30))

1 国民目線に立ち最高水準の安全・安心を社会に届ける

2 社会ニーズにタイムリーに応え経済活動を活性化

3 航空分野で世界をリードする存在に転換

4 やりがい溢れる職場

課題の例

1. 海外当局・メーカー・運航者との連携を高め、事故時等の迅速かつ高度な安全対策の実施 (777エンジントラブル等)、我が国主導での技術・運航基準の検討を推進 (次世代モビリティ、環境対策対応)



課題例

我が国の体制が海外当局と異なっており「関係機関との円滑な連携」「運航全般を俯瞰した効果的な安全対策の検討」が困難となっていないか

ACO:Aircraft certification office、FS:Flight Standard

業務	日本	欧米当局	申請者
乗員の技量試験、養成施設の指導監督、運航基準の制定、航空会社の指導監督等	運航安全課	FS	運航者 (整備場や養成学校含む)
航空機の検査、整備事業場の指導監督(耐空証明等)※航空機に係る総合的知見が必要	運航安全課		
航空機の設計・製造(型式証明等)審査 ※高度な技術的専門性が必要(分野を細分化し対応)	航空機安全課	ACO	メーカー

注: 図表には「運航」と「設計」がそれぞれ赤い丸で囲まれ、赤い矢印で関係性を示している。また「欧米では申請者と1:1」という注釈がある。

2. 運航、空港・管制一体とした安全監督体制により分野横断的課題へ円滑に対応 (滑走路誤進入対応)

課題例

安全監督に係る組織が、運航者と空港・管制とで分かれており、それぞれの相乗効果を発揮できる体制が必要

3. 新たな技術・発想へ柔軟かつ機動的に対応し、早期実用化・社会経済活動を活性化

課題例

ドローンや空飛ぶクルマなど、新たな技術に係る部内での役割分担・責任体制を明確化し、本格的な推進体制を構築する必要

4. 人材育成・働き方改革等への計画的かつ戦略的な取組が必要

課題例

部内に人材育成や働き方改革などの内政業務を適切に行う体制が必要

取組みの例(安全部の新体制(R4.4~))

※各課室等の名称は閣議決定等まで仮

<現在>

安全企画課

- ①安全確保の基本事項の企画・立案、②保安対策(犯罪防止対策)
- ③空港等の安全確保、④交通管制監督

航空事業安全室(参事官)

- 航空事業者の航行の安全の確保の監督(整備・運航)

運航安全課

- ①航行の安全確保、②航空従事者の教育・養成、航空従事者に関する証明

航空機安全課

- ①航空機の設計・製造に関する安全・環境の確保(型式証明関係)
- ②航空機の検査や整備に関する業務(耐空証明関係)

次世代航空モビリティ企画室(参事官)※

- 次世代航空モビリティの安全確保に関する基本事項の企画・立案、航行の安全確保(運航・操縦)、次世代航空モビリティの機体の安全確保(機体)

<R4.4以降>

安全企画室(参事官)

- ①安全確保に関する基本事項の企画・立案、②保安対策(犯罪防止対策)

※「安全政策企画官」の新設

航空安全推進室(参事官)

- 航空事業者の航行の安全の確保の監督(整備・運航)
- ③ **空港等の安全確保(監督)**、④ **交通管制の監督**

安全政策課

- ①航行の安全確保、②航空従事者の教育・養成、航空従事者に関する証明(次モビ除く)
- ② **航空機(次モビ除く)の検査・整備認定事業場の監督に関する事務(耐空証明関係)**

航空機安全課

- ①航空機(次モビ含む)の設計・製造に関する安全・環境の確保(型式証明関係)

無人航空機安全課※

- ドローンや空クルなど遠隔操縦・自律飛行を可能とする航空機の安全確保に関する基本事項の企画・立案、航行の安全確保(運航・操縦(航空機安全課所掌を除く))

航空プロバイダーへの指導監督部署を一元化

・安全企画課にある空港・管制監督機能を航空事業安全室に集約し、航空プロバイダーを一元的に監督する組織に変更し名称を「航空安全推進室」に変更

・安全企画課に「安全政策企画官」を新設し部内横断的課題への対応をはじめ、人材育成・人事運営や働き方改革等への取組を強化。安全企画課を安全企画室(参事官)に変更

航空機安全課をメーカーに、運航安全課を運航に特化した組織に見直し

・航空機安全課の航空機の検査や整備事業場等に係る事務を運航安全課に移設し運航安全課の名称を「安全政策課」に変更

・これにより、それぞれ海外当局やメーカー・運航者との連携を強化し、効果的な安全対策、我が国主導による技術・運航基準の検討を推進

無人航空機安全課の新設※

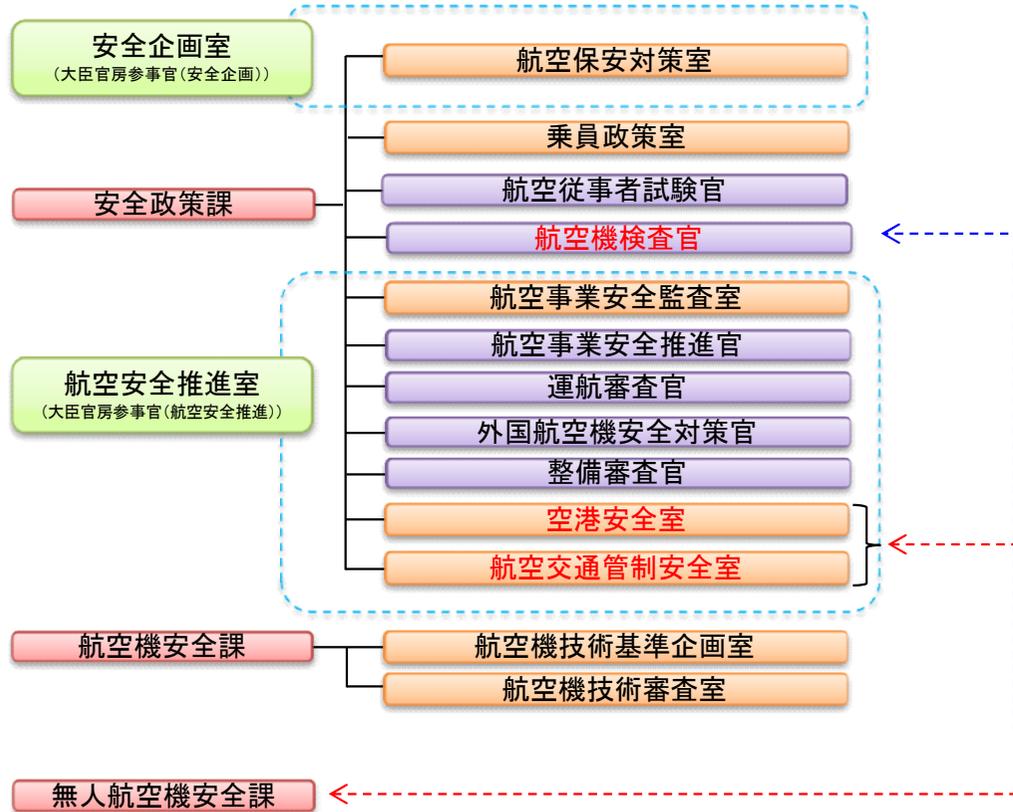
ドローンや空クルなどの無人航空機や無操縦者航空機に係る制度設計から運用までを一元的に所掌し、確実かつ機動的な対応を実現

※無人航空機以外の新たな技術を用いたモビリティに対し機動的に対応するため、局横断組織の「次世代航空モビリティ企画室」は継続

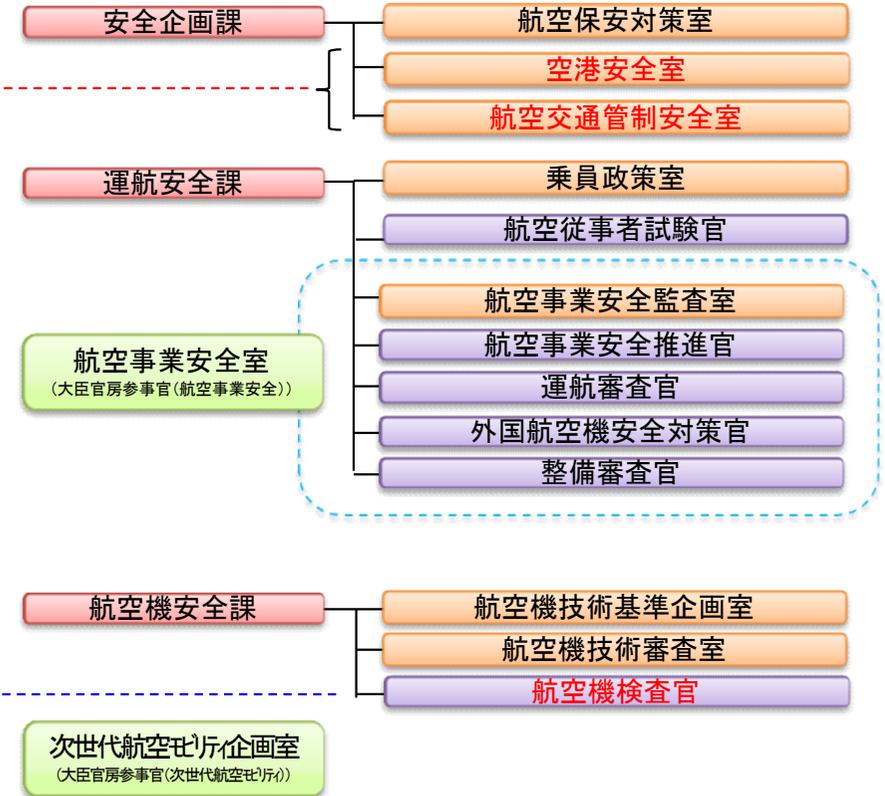
(参考)安全部の新体制(詳細)

<令和4年4月1日からの体制>

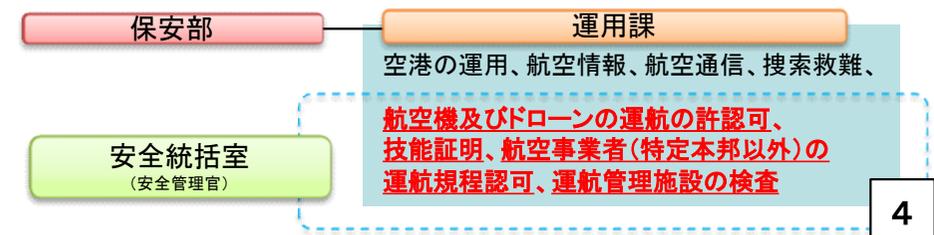
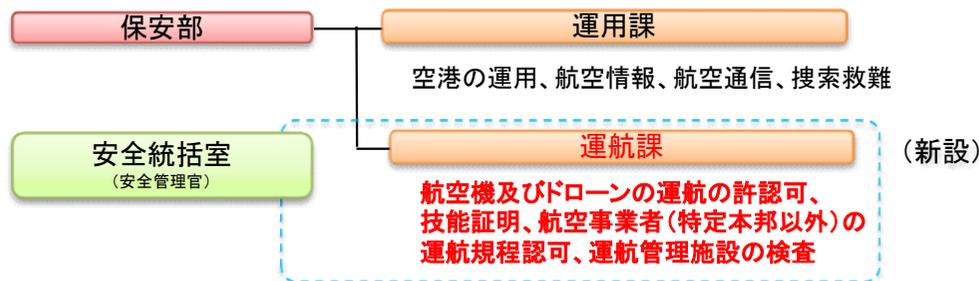
【本省】



<令和4年3月31日までの体制>



【地方局】



※各課室等の名称は閣議決定等まで仮

(参考)航空安全行政の使命とビジョン

—我々の使命（存在意義）—

豊かで安全・安心な社会の実現のため、航空安全行政を担う立場から、全力で貢献する



—航空安全行政ビジョン（目指す姿）—

1. 国民目線に立ち最高水準の安全・安心を社会に届ける

- 我が国の航空会社・航空機に限らず、日本を運航する外国の航空会社・航空機に対しても、確かな技術に裏打ちされた安全安心対策を講じ、日本の空を守る
- 社会の声に真摯に耳を傾け、わかりやすい言葉やロジックで丁寧に問題の解決に向けて取り組む

2. 社会ニーズにタイムリーに応え経済活動を活性化

- 運航者と一緒に安全な空を実現、空の利用革新・新たな交通モデルを創出する一員となる
- 新たな社会課題（環境問題など）に対し積極的に関与・解決する
- 社会情勢を的確に捉え、従来の考えに固執せず、積極的に規制を見直す姿勢をもつ

3. 航空分野で世界をリードする存在に転換

- 世界有数の運航国であり多くの部品等を製造する日本の強みを活かし、オールジャパン体制（メーカー、関係省庁等）で積極的にルール（運航・技術基準）の制定に取り組み国際標準をリードすることで、世界の安全に貢献するとともに、日本の航空産業の国際競争力の向上を目指す

4. やりがい溢れる職場

- 自分の業務が社会に活かされているという自覚をもてる、積極的に社会へ情報発信をする職場
- 改革意欲を忘れず、妨げない
- 組織として業務する、安心して業務できる
- 業務環境・家庭環境を大切にする